

## 第 4 章 福 祉 衛 生

### 1 国民健康保険

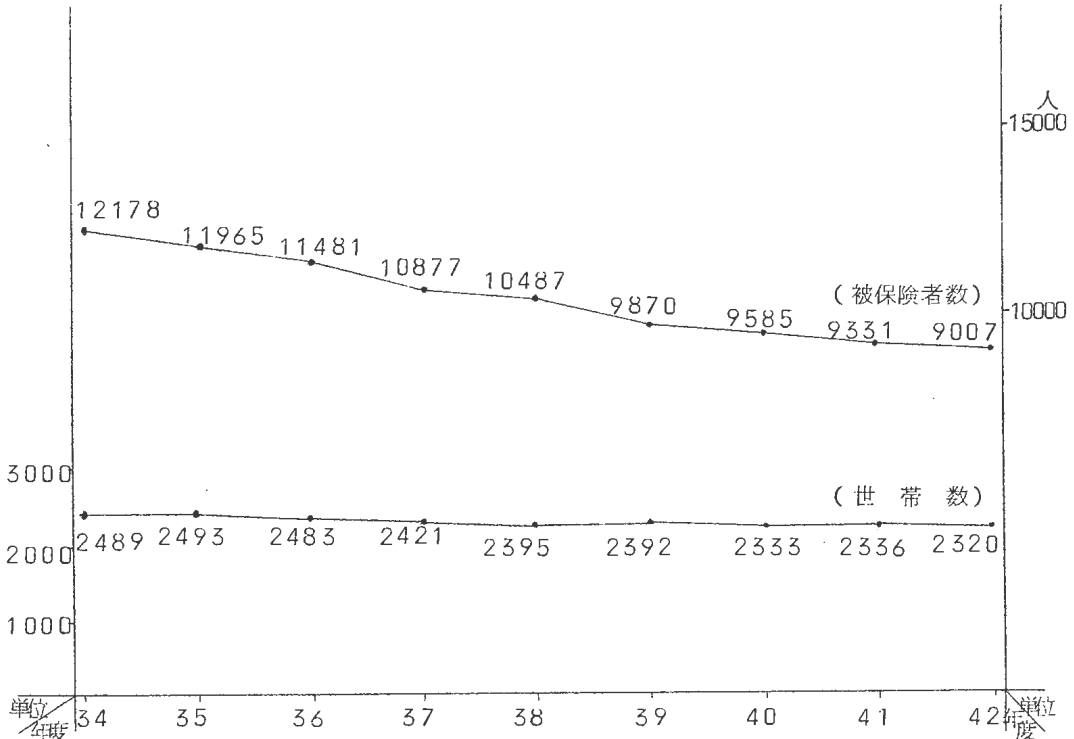
#### (1) 総 括

国保事業は、皆保険達成以来、国の抜本的対策により、急速に充実と発展を遂げ、昭和38年10月1日から、世帯主の7割給付が実施され、さらに、昭和40年1月1日、県下に先がけて全被保険者の7割給付を実施した。しかし、7割給付に伴う保険税の増額あわせて国庫負担も大幅に増額されたが、なお、保険財政規模は年々拡大し、年を重ねるごとに財政運営の困難が予想される。したがって、今後財政運営については、給付の改善、完全な医療保障制度の確立に期待している。

これに直接関係のある保険者においては、この制度を理解し、検診等による早期発見、早期治療など医療に対するいっそうのくふうが必要である。

#### (2) 世帯数、被保険者数の推移

第 1 表 世帯数、被保険者の推移

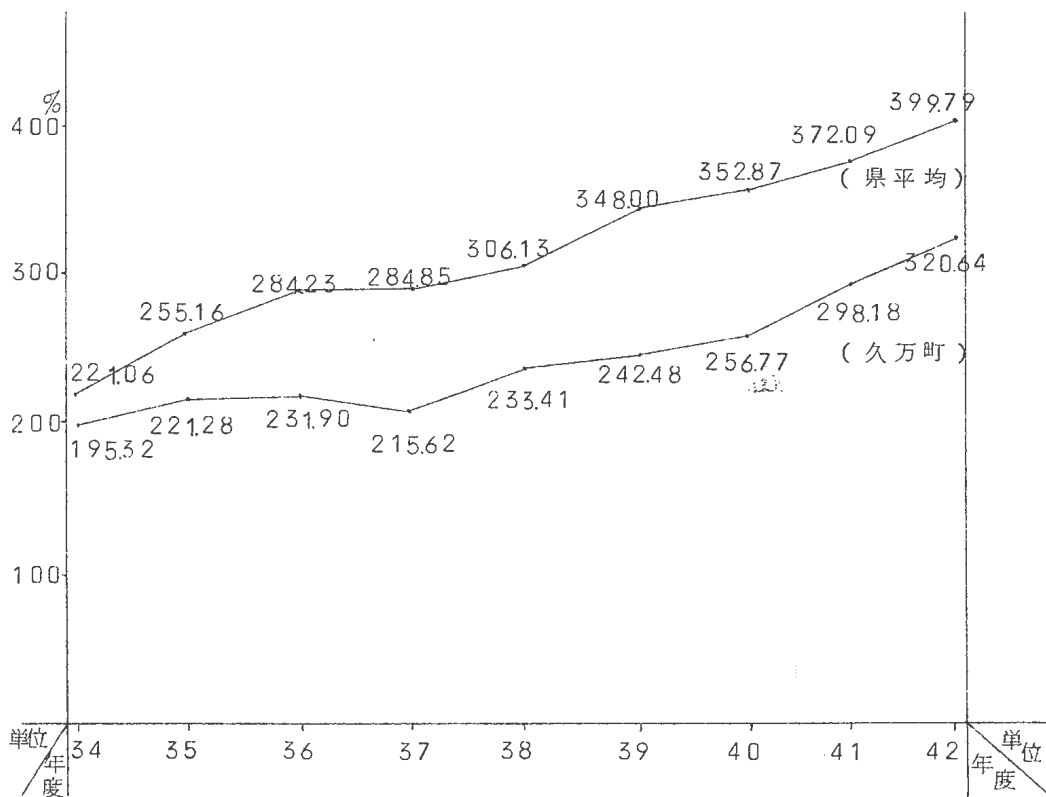


昭和34年度における世帯数2,489世帯が42年度, 2,320世帯と世帯数の減少が目だたない原因は, 老人者世帯が増加していることを示している。

被保険者数で昭和34年度, 12,178人が, 42年度, 9,007人と大幅に減少していることは, 海外移住及び町外転出(特に若年層)その他, 社会保険加入により毎年300~400人程度減少しているためである。極論すれば, 老人, 子どもばかりが残る傾向にあり, 将来の国保運営に大きく影響することが考えられる。

(3) 受診率の状況

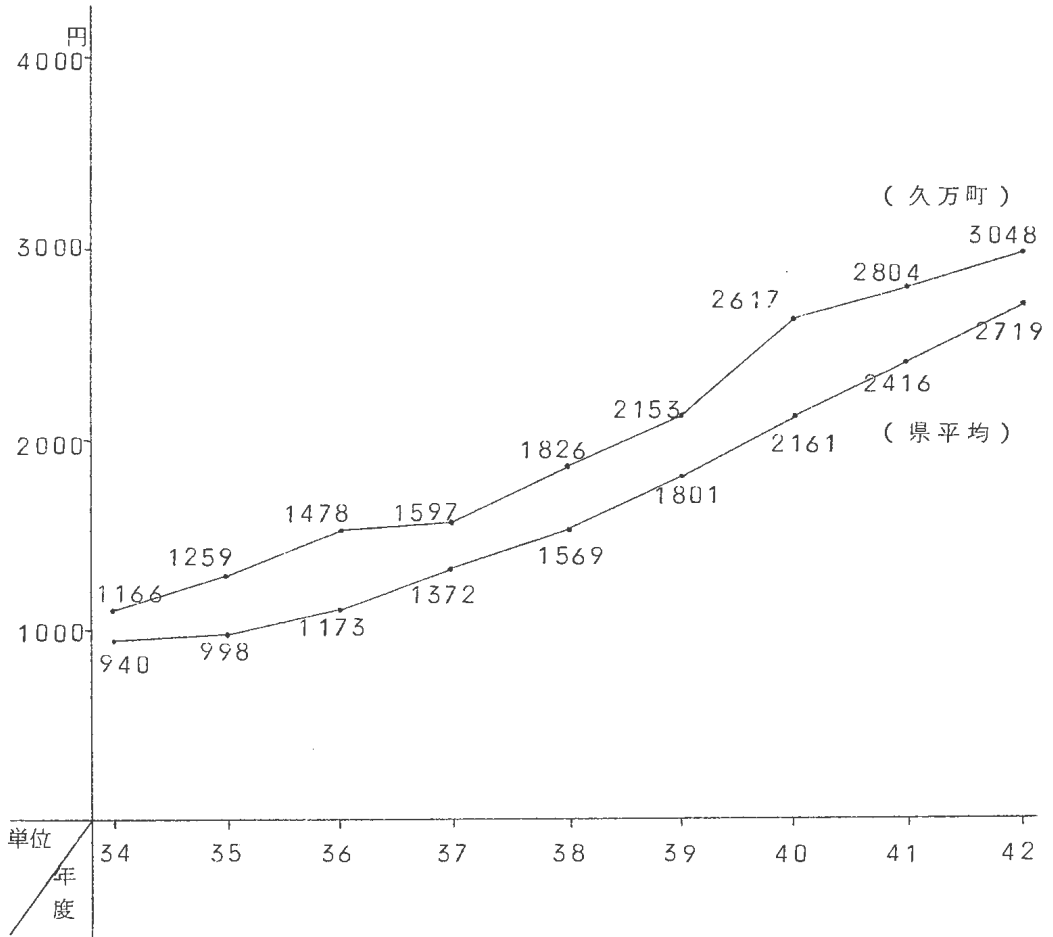
第2表 受診率の状況



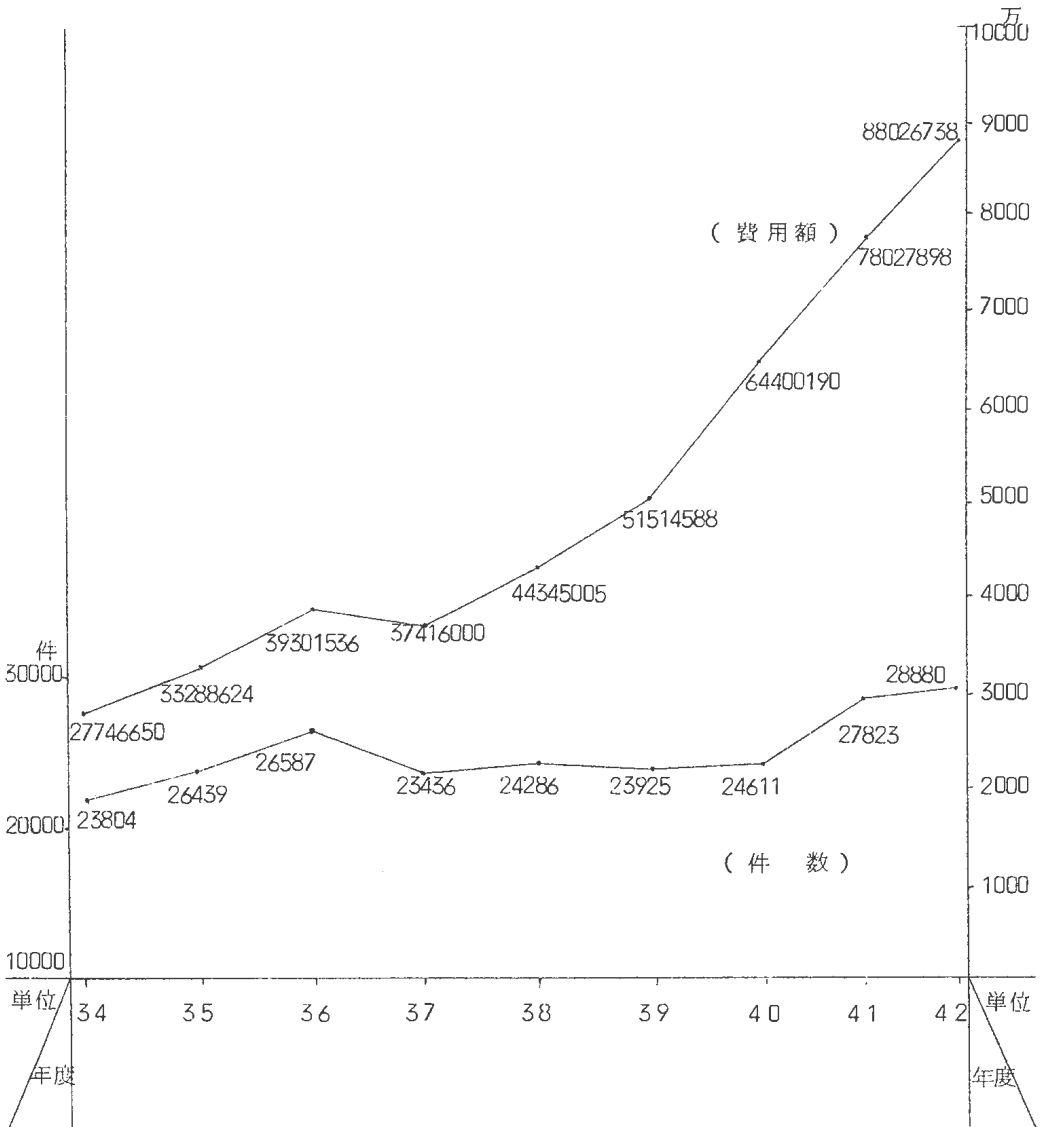
受診率は年々上昇し, 昭和34年度に1人平均2回程度であったのが, 42年度には3回以上の受診率を示してきた。これは, 早期受診の奨励, 給付率の改正等の影響による。しかし, 県平均よりまだまだ低い。今後は, なお一層の指導と啓蒙により受診率が上昇するようつとめる必要がある。

(4) 1件当たりの費用額

第3表 1件当たりの費用額



第4表 療養給付件数及び費用額



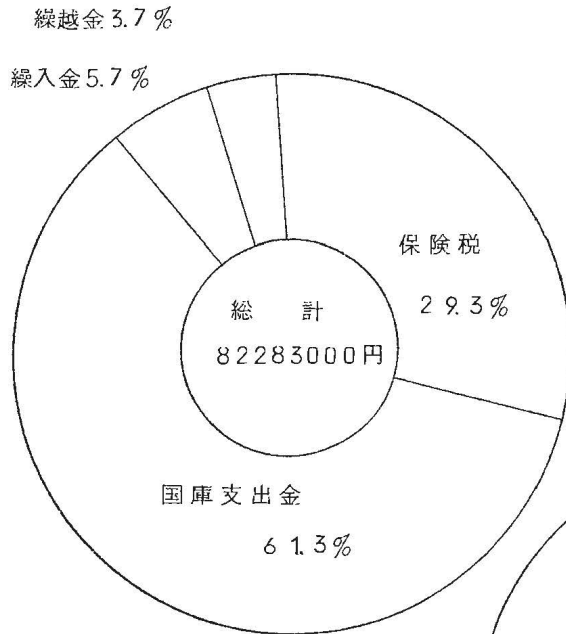
1件当たりの費用額が、県平均より上まわっていることは疾病の増発（特に高齢者の疾病）等が大きい原因と考えられると同時に、早期発見、早期治療の不十分さの傾向を示しているものであり、今後この解決策をどうするか久万町の大きな課題である。

(5) 保険税について

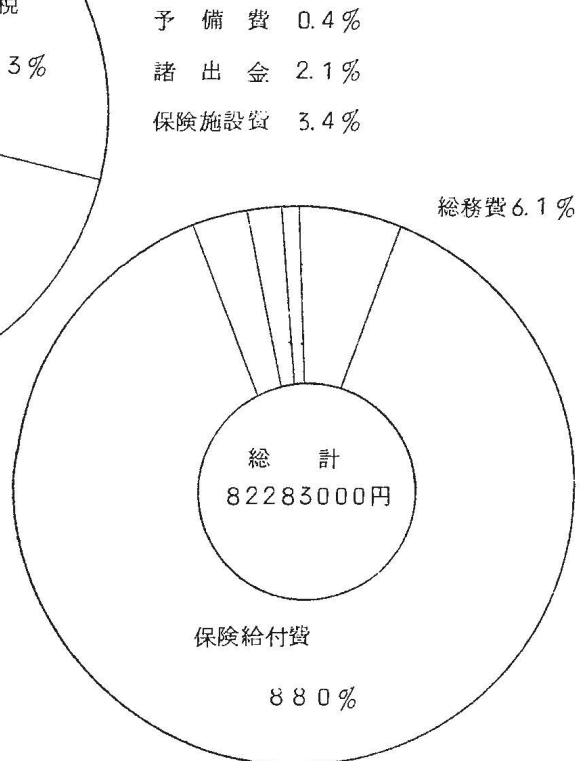
医療費の上昇に伴い、保険税も上昇しているが、県平均よりは低い。医療費が県平均を上まわっているため、保険税はかなり不足している。被保険者負担の軽減をはかるため、不足分を一般会計より繰り入れ補っているが、これにも限度がある。医療費が上昇する限り保険税の増額は止むをえないものと思われる。

第5表 昭和43年度国民健康保険予算

収入の部



支出の部



第6表 昭和43年度郡内町村保険税率表

町 村 別	世帯数	被保険 者数	所得割	資産割	被 保 險 者均等割	世帯別 平等割	一般会計繰入額	被保険者 1人当	世帯当
久万町	2,327	8,852	$\frac{2.5}{100}$	$\frac{30}{100}$	900	1,500	3,000,000	2,942	11,192
面河村	550	2,280	$\frac{3.0}{100}$	$\frac{40}{100}$	1,300	2,300	0	3,333	13,816
柳谷村	805	3,672	$\frac{2.7}{100}$	$\frac{65}{100}$	700	2,000	0	2,003	9,313
美川村	1,300	5,300	$\frac{3.7}{100}$	$\frac{50}{100}$	900	1,900	500,000	2,902	11,830
小田町	1,392	5,974	$\frac{3.9}{100}$	$\frac{78}{100}$	900	3,600	1,500,000	3,539	15,188

## 2 病院・診療所

### (1) 久万町立病院

久万町の重症患者の医療機関は、松山市の病院に依存してきた。しかし、終戦に伴う松山市の焦土化と食糧難によって松山市の住民が、一挙に周辺の町村に疎開してきた。そのため、久万町も15,000人をこえる人口となり、各種患者が増加してきた。

このような情勢のもとで、時の町長八木菊次郎は英断をもって、久万町国民健康保険直営病院の設置にふみきった。

昭和21年7月、久万町大字久万町158番地第1に国保直営久万厚生病院として認可を受け、建設に着手、総工費200万円、昭和22年4月2日、竣工と同時に診療を開始した。

その後、昭和33年2月11日、施設の破損も多く、非衛生的、結核病棟設置の必要などの理由により、現在地(大字久万町65番地)に総工費47,213千円で移転建築を行ない、久万町はもとより、郡内唯一の総合病院として住民の健康管理に貢献している。

### (2) 畑野川診療所

昭和32年4月、住民の要望により当時の村長日野泰は、国保直営診療所開設を企画し、大字下畑野川甲369番地第2に総工費500万円をもって建築、33年2月、竣工と同時に診療を開始した。昭和34年3月30日、久万町と合併によって川瀬村診療所を廃止し、4月1

日をもって久万町国民健康保険直営畑野川診療所と改名し現在に至っている。しかし、医師不足により現在医師は常勤せず直瀬診療所より週1回巡回診療を行なっている。

### (3) 直瀬診療所

畑野川診療所が開設されてから、直瀬地区住民も直瀬に診療所設置を強く要望し、昭和33年7月総工費5410千円をもって大字直瀬甲3273番地に建設、34年6月5日竣工と同時に診療を開始した。久万町国民健康保険直営直瀬診療所として現在に至っている。

### (4) 父二峰診療所

昭和32年当時の村長横田重市は父二峰村大字露峰甲420番地にある診療所改築を決意し、200万円をもって拡張を行ない、患者入室の設備も加えた。昭和34年久万町と合併、36年には看護婦宿舎を建設し、これまでの委託診療から、久万町国民健康保険直営父二峰診療所として現在に至っている。

## 3 疾病と伝染病

### (1) 成人病

公衆衛生の普及と医術・医薬の進展とともに、かつて国民死因の第1位をしめた肺炎、胃腸炎、結核などの感染性疾病が大幅に減少し、それに代わって脳卒中、癌、心臓病で代表される成人病が、われわれの健康を大きくははむことになった。

全国で脳卒中は、昭和26年以来第1位、癌は、28年以来第2位、心臓病は、33年以来第3位という死亡順位をしめており、久万町の場合も、ほぼ同じ傾向にあり、早急に強力な対策をたてる必要がある。

### (2) 癌予防対策

#### a 胃 癌

昭和41年度、松山国立病院に四国地方癌センターが設置されるとともに「癌検診車」が配車されて県下の胃癌検診が開始された。

久万町での受診状況は次のとおりである。

第7表 癌予防受診状況

年 度	受 診 者 数	検 診 所 見 の 内 訳		精密検査を要 する者の比率	精密検査 実施者
		異状なし	精密検査を要す		
4 1	53	36	17	32%	11人
4 2	65	49	16	24.6	13
4 3	113	84	24	28.5	—

( 検診については、久万町に対する人員割当てがあり、希望者は受診者数を上まわっている。)

この表でみられるように、年間割当受診者数はきわめてわずかである。胃癌の死亡年令層は40才以上に最も多いため、原則として40才以上を受診対象としている。その対象者は久万町で4,296人もあり、現状のような受診率では数10年もかかる。

#### b 子 宮 癌

厚生省の癌罹患実態調査によると、男では消化器及び腹膜が70.1% (うち胃癌51.5%) で最も多く、呼吸器系の9.6%がこれにつき、女では、性器42.4% (うち子宮癌33.4%) が最も多く、ついで消化器及び腹膜の31.9% (うち胃癌21.0%) という数字があげられている。

久万町においては、農協婦人部などが実施主体となって、パパニコロウ検査を実施し、検査の結果、要精密検査など適切な指導、助言が行なわれ、検査実施も順調に行なわれている。

#### (3) 結核予防対策

昭和25年まで、国民の死亡原因のトップをしめてきた結核は、医療などめざましい進歩によって大幅な減少をみせ、昭和36年に、全国で161.5万人もいた患者が、40年末には147万人に減少している。

減少の理由としては、近代医学の進歩と結核予防法による健康診断、保健指導の強化などがあげられる。

予防対策としては、毎年患者や疑いのある者に対して、精密検査を実施し、保健婦の訪問指



導，BCGによる予防接種などを行なっている。また，結核予防法によって，住民は，毎年1回レントゲンによる健康診断を受けるよう義務づけられていることも力があるといえる。

別表第8表 上浮穴郡における結核登録患者の状況

町村名 年度	久 万	面 河	美 川	柳 谷	小 田	計
34	395	56	174	102	169	896
35	341	53	151	100	125	770
36	196	44	69	59	71	439
37	143	27	48	61	60	339
38	145	25	57	61	59	347
39	155	16	54	51	68	344
40	138	11	47	45	58	299
41	120	10	52	44	48	274
42	129	12	51	38	38	268

別表第9表 結核健康診断（レントゲン検診）実施状況表

年度 町村名	34			35			36			37			対象
	対象	受診	率	対象	受診	率	対象	受診	率	対象	受診	率	
久万町	7407	1913	25.8	6891	5519	80.0	6354	2413	38.0	6354	3128	49.2	4379
面河村	2187	460	21.0	1978	1408	71.0	1862	1493	80.1	1862	1411	75.8	1512
美川村	4454	1980	44.4	3738	2649	70.8	3638	2663	73.1	3638	2625	72.2	3846
柳谷村	3042	534	17.6	2738	2290	84.0	2694	1567	58.2	2694	2101	78.0	2147
小田町	5210	2168	41.6	4885	4857	99.4	4804	3862	80.4	4804	3687	76.6	4231
計	22300	7055	30.9	20230	16723	82.7	19352	11998	62.0	19352	12952	66.9	16123

(4) 母子衛生

a 赤ちゃん健康診査

全般的に発育状態はよくなっている。疾病異状と発育状態不良の赤ちゃんが、受診者に対して10%ぐらいであったものが順次増加の傾向をたどり、今後の大きな課題をなげかけている。

第10表 赤ちゃん健康診査

年度	対象乳 幼児数	受診数	受診率	診 査 結 果				保健所に推薦 した健康不良児	
				疾病異状 発見者数	発育状態 (良)	" (普通)	" (不良)	久万	郡内
40	160	117	73	6	41	69	1	1	6
41	170	143	84	6	33	101	3	1	5
42	176	132	75	2	50	85	5	1	5
計	506	392	77	14	124	255	9	3	16

b 3歳児健康診査

疾病異状の者が受診者に対して平均16%をしめている。特に、むし歯は平均70%に達している。乳幼児の発育については、乳幼児自身の栄養改善などのほかに妊産婦にさかのぼって検討の必要がある。わが国の妊産婦死亡率が、先進諸国に比較して非常に高率であるのは、妊産婦の栄養状態が不十分であることも、ひとつの原因だと指摘されており、母子衛生全般に改善を加える必要がある。

第11表 3歳児健康診査

項目 年度	対 象 者	受 診 者	受 診 率	疾 病 異 状 等 の 発 見 者 数	疾 病 異 状 等 の 率	む し 歯 の あ る 者 の 率	む し 歯 の あ る 者 の 率	疾 病 異 状 等 の 内 訳							
								栄 養 不 良	脊 柱 胸 部	ひ ど ろ	眼	耳 鼻 咽 頭	四 肢 運 動 障 害	言 語 障 害	そ の 他 疾 病
38	216人	160人	74%	29人	18%	117人	73%	0	4	5	8	4	0	0	8
39	205	170	83	33	19	117	69	0	4	6	2	6	0	6	9
40	208	169	82	37	22	112	66	0	2	13	0	8	0	0	14
41	220	159	72	20	13	113	71	0	2	0	5	7	1	0	5
42	165	128	78	10	8	95	74	0	0	2	0	1	0	0	7

38		39			40			41			42		
受診	率	対象	受診	率	対象	受診	率	対象	受診	率	対象	受診	率
3407	776	4313	2513	582	4313	2512	583	4050	1502	371	4149	2315	5579
1195	790	1483	840	566	1483	665	448	1596	496	31.1	1593	662	4155
1839	478	3773	2568	680	3773	2281	604	3619	1308	362	3593	1708	4753
1999	93.1	2123	1421	669	2123	1360	64.1	2384	1308	54.9	2461	1264	5136
3909	923	3811	3497	917	3811	2807	737	3844	2655	69.1	3669	2708	7380
12349	766	15503	10839	699	15503	9625	62.1	15493	7269	46.9	15465	8657	5507

(5) 伝 染 病

昭和40年をピークに減少している。病名については赤痢がそのほとんどをしめている。減少の理由としては、町民の伝染病に対する意識の高揚と衛生的な環境づくり、特に水道施設の完備や地域ぐるみの清掃運動の成果があげられる。今後伝染病患者を1人も出さないようさらに衛生思想の普及等に努力をしなければならない。

第12表 年度別伝染病患者表

年 病名	34	35	36	37	38	39	40	41	42
赤 痢	102	26	34	14	36	0	128	9	4
猩 紅 熱	0	0	0	0	3	2	0	0	0
日本脳炎	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	102	26	34	14	39	2	128	9	4
発 生 率	714	182	238	98	273	14	1,018	72	32

各年とも1/1~12/31, 発生率は人口10万に対するもの

(6) 二名地区診断(共同保健計画)

久万町では、県や保健所、鳥取大学医学部などへ依頼して、昭和41年11月から二名地区の健康総合診断(地区診断)を実施した。調査は、健康、生活、栄養、環境衛生、学校保健、産業の6調査部門を設け、鳥取大学加茂教授の指導のもとに第1次、第2次の調査を終え、その結果をもととして、具体的対策をねりつゝある。

4 水 道 事 業

(1) 久万町内簡易水道の概況

旧久万町内簡易水道施設は、昭和27年度に設置されたもので合併後、急激に伸びた給水人

口をまかなうことができなくなった。

そこで上野尻、菅生、明神を含めた久万川水没全地域に対する水道施設の聲が高まり、新たに久万川上流(唐子)に水源を求め、昭和37年度から2年間の継続事業として、昭和37年度8月に着工、総工事55,293千円をもって、昭和39年3月に竣工し給水を開始した。

現在久万簡易水道の加入戸数は899戸、給水人口は4,305人である。

久万町は、地理的な面で他の地域に簡易水道4か所、飲料水供給施設等7か所、計11か所があり、その戸数214戸、給水人口1,413人で、簡易水道及び飲料水供給施設の普及率は50.5%となっている。

また、43年度から2年間の継続工事として、上畑野川・下畑野川地域に工事を施行している。

#### ○久万簡易水道施設の概要

久万町大字東明神唐子川に、長さ50m、高さ10mの玉石コンクリート造りの止水堰を設け、集水斜により表流水を取水し、G.P.φ150.86mによりろ過池に導入する。

ろ過池は、 $(11 \times 8.2 \times 2.1 = 189.42 (m^3))$ 三池で常用二池、予備一池でろ過速度、1日約900tである。

調整ろろは、鉄筋コンクリート造り $(0.68 \times 1.2 \times 2.25 = 18.36 (m^3))$ で調整室兼滅菌室を設けている。

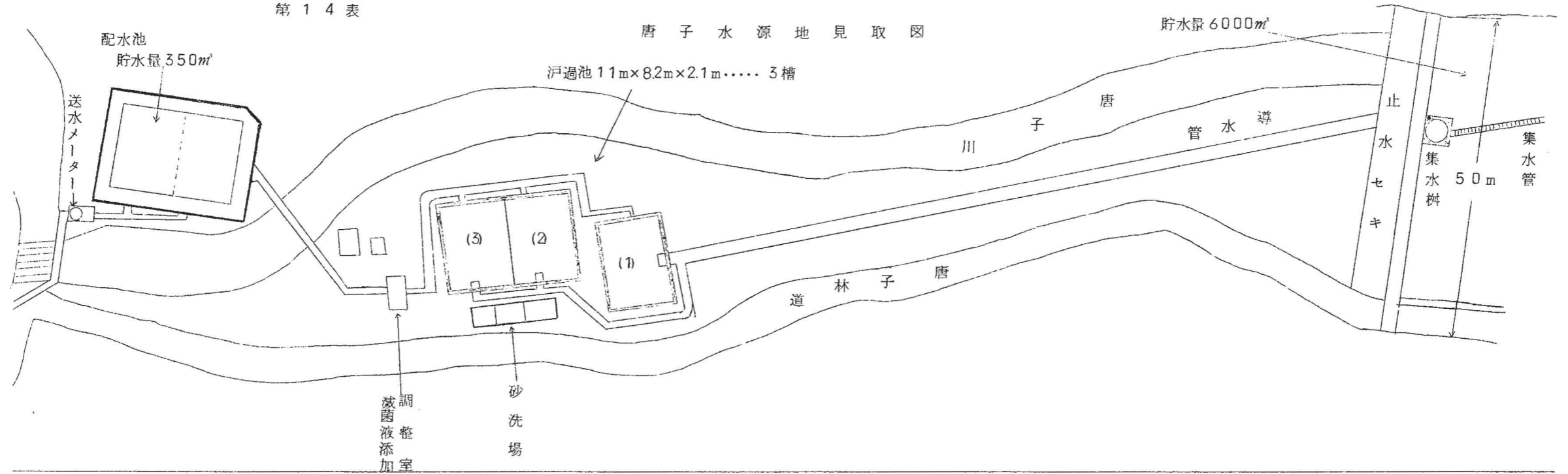
調整室兼滅菌室7.9m<sup>3</sup>棟を築造し、温式・壁掛式2台により、滅菌された浄水を鉄筋コンクリート造り $(6.4 \times 9.1 = 58.24 (m^3))$ 有効水深3m容量175m<sup>3</sup>を二池の配水池に入れこれを地区内へ配水している。

第13表 他の地域の簡易水道施設一覧表

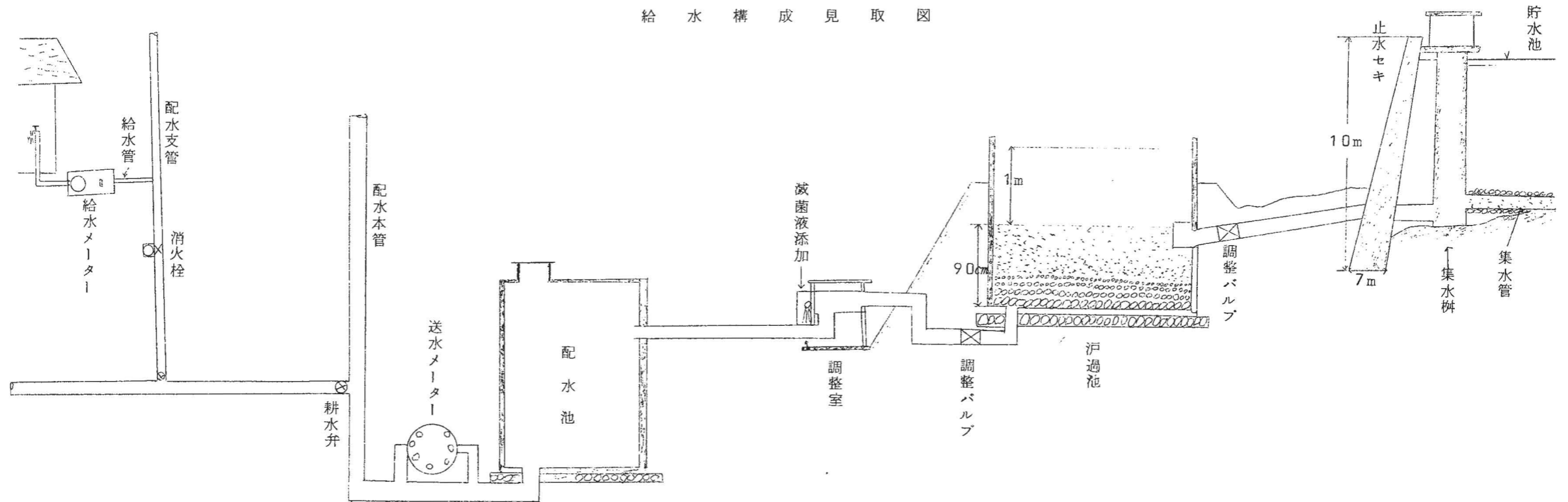
地区名	工事費	施工年月	1日当り最大給水量	給水人口
落合	2,756,500	35.12	51	240
中村	1,545,000	36.11	35	160
橋詰	2,100,000	"	45	一般 160 学校 300
上直瀬	6,991,800	43.2	19	530
中条	1,292,000	37.10	13	一般 80 学校 142
中生村	547,000	38.7	7	50
槇ノ川	1,230,000	39.3	8	25
東地区	1,141,000	38.5	25	一般 40 学校 550
永久	1,910,000	41.12	12	93
徳好	1,921,000	"	12	93
東条	1,485,000	43.2	7	90

第 1 4 表

唐子水源地見取図



給水構成見取図





## 5 国民年金

### (1) 国民年金制度

国民年金制度は、憲法第25条第2項の規定する理念に基づいて、老令、廃疾、死亡からくる生活の不安にそなえるため、国民の連帯責任によって、これらの不安を防止して、健全な国民生活の維持及び向上に寄与するために設けられた制度であって、昭和34年4月16日、法律第141号をもって制定されたものである。

現在、国民年金制度の加入者は、全国で約2千百万人、愛媛県で36万人、久万町では、4,486人であり、この年金の恩恵に浴している久万町民は、昭和43年3月末現在で、約732人、金額にして年間1,300万円に達している。

国民年金制度は、拠出制国民年金と無拠出制の国民年金（福祉年金）から成っている。

### (2) 拠出制国民年金

わが国の国民年金制度は、昭和36年4月1日から本格的に実施され、すべての国民が、いずれかの年金制度に加入しているという国民皆年金の体制ができています。

久万町では、拠出制の国民年金が実施された昭和35年度には、この趣旨の徹底をはかるため、各部落単位で説明会を実施し、住民に納得のいくよう話し合いを行なった。

しかし、月々の保険料負担の点などから、農家の生活にとって、掛金の不安などがあり、住民に充分な理解が得られなかった。けれども、国家の制度であり、しかも住民の福祉に直結する重要な所得保障であることを認識し、久万町では万難を排して、年度内に有資格者をとりまとめ、昭和36年4月1日から実施した。（別表15）

制度は、日本国内に住所を有する20才以上60才未満の日本国民が、被保険者として掛金を納めるもので、被保険者は、厚生年金、船員保険、共済組合などの加入者、及びこれらの人の配偶者を除いた。およそ別表16のような人々が強制的に加入をしなければならなくなった。

しかし、年金の受給資格期間の関係から発足時の昭和36年4月1日現在、49才までの者は、強制加入被保険者として加入することになったが、50才をこえ、55才に達しないものについては、本人の希望によって被保険者となる途がひらかれた。また、各種公的年金制度に加入している者の配偶者についても、本人の希望によって被保険者となる途がひらかれ、このような者を任意加入被保険者と呼んでいる。

保険料ならびに給付については、別表17、18に示すとおり、経済の上昇に伴って増加し、昭和43年3月31日現在、1か月分の保険料は34才以下の者は200円、35才以上の者

は250円となっている。このほか、国庫負担として、本人が納めた額の半額を同時に積み立てている。また、年金給付額は当初毎月1人当たり2,000円であったものが、昭和42年1月から5,000円に引き上げられ、夫婦10,000円年金が実現したのである。

### (3) 無拠出制国民年金(福祉年金)

国民年金制度が制定された昭和34年1月1日、すでに70才になっていた者、重度の廃疾の状態にある者、夫と死別して母子状態にある者、法施行当時50才以上になっていたために強制加入被保険者から除外された者、及び国民年金被保険者であるが、保険料を納めた期間が短かったため、拠出制年金を受けることができない人々を対象に支給される年金を福祉年金という。これは、本人の積み立てなしに全額国庫から支給されるため、拠出制国民年金とちがって、いろいろの支給制限が設けられている。

福祉年金をうける権利(受給権)のある者は、おおむね次のとおりである。

- a 老令福祉年金 現在70才以上の者、これから70才になる者(明治44年4月1日までに生まれた人に限る)は、70才になると同時に受給権者になる。
- b 障害福祉年金 昭和37年8月1日前に起きたけが、または病気によって、自分で日常生活の用を足すことができない程度の障害の状態にある20才以上の者及び20才未満で前記のべた障害の状態にある者は、20才になったときに受給権者になる。
- c 母子福祉年金 20才以後に夫(内縁でもさしつかえない)と死別した妻が引き続きその夫、または妻の子で、中学校卒業前か、20才未満の重度の障害のある子を養っているときに受給される制度である。
- d 準母子福祉年金 20才以後に夫、男子たる子(息子)、父、または祖父と死別した祖母、または姉が引き続き中学校卒業前か、20才未満の重度の障害のある孫または弟妹を養っているとき受給される制度である。

別表19のとおり、福祉年金額も逐次増加しており、久万町における受給状況は、別表20のとおりである。



別表 15 発足当初年令別保険掛金開始期表

被 保 険 者 の 生 年 月 日 (ア)	老 令 年 金 受 給 に 必 要 な 期 間 (イ)	(イ)の期間を満たすために納付を開 始しなければならない。 最終の年月 (ウ)
明44. 4. 2 - 明45. 4. 1	10年(4)	昭36. 4 - 47. 3
45. 4. 2 - 大2. 4. 1	10年(5)	36. 4 - 48. 3
大2. 4. 2 - 3. 4. 1	10年(6)	36. 4 - 49. 3
3. 4. 2 - 4. 4. 1	10年(7)	36. 4 - 50. 3
4. 4. 2 - 5. 4. 1	10年(7)	} 36. 4 ~
5. 4. 2 - 6. 4. 1	11年	
6. 4. 2 - 7. 4. 1	12年	
7. 4. 2 - 8. 4. 1	13年	
8. 4. 2 - 9. 4. 1	14年	
9. 4. 2 - 10. 4. 1	15年	
10. 4. 2 - 11. 4. 1	16年	
11. 4. 2 - 12. 4. 1	17年	
12. 4. 2 - 13. 4. 1	18年	
13. 4. 2 - 14. 4. 1	19年	
14. 4. 2 - 15. 4. 1	20年	
15. 4. 2 - 昭2. 4. 1	21年	
昭. 2. 4. 2 - 3. 4. 1	22年	
3. 4. 2 - 4. 4. 1	23年	
4. 4. 2 - 5. 4. 1	24年	
5. 4. 2 - 6. 4. 1	25年	
6. 4. 2 - 7. 4. 1	25年	36. 4 ~

注 (イ)欄の( )の中の数字は特例による完全年金の必要期間

別表16

国民年金加入者	
1	農業，林業，漁業に従事する人
2	工業，商業，サービス業などに従事する人
3	開業している医師，歯科医師・薬剤師
4	弁護士・公認会計士・税理士・芸術家
5	日雇労働者，無職者
6	これらの人の配偶者，従業員など

別表17 国民年金保険料推移表

年次		区 別			保 険 料 (月 額)			給付額 (月額)
		加入者負担	国庫負担	合 計	加入者負担	国庫負担	合 計	
昭和36年	34才以下	100	50	150	2,000			
	35才以上	150	75	225				
42年	34才以下	200	100	300	5,000			
	35才以上	250	125	375				
44年	34才以下	250	125	375	5,000			
	35才以上	300	150	450				

別表18 拠出年金給付状況

年 度	区 別		障害年金		母子年金		準母子年金		遺児年金		死亡一時金	
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
昭和37年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
昭和38年度	0	0	1	28,800	0	0	0	0	0	0	0	0
昭和39年度	0	0	6	144,000	0	0	0	0	0	0	0	0
昭和40年度	1	30,000	12	278,400	0	0	0	0	0	4	20,000	0
昭和41年度	2	132,000	15	890,400	0	0	0	0	0	8	52,000	0
昭和42年度	6	382,000	25	1,200,400	0	0	0	0	0	12	74,000	0

別表19 福祉年金額の改正経過

種別	制度発足時	37年	38年	40年	42年	43年
		5月分から	9月分から	9月分から	1月分から	1月分から
老令福祉年金	12,000	12,000	13,200	15,600	18,000	19,200
障害福祉年金	18,000	18,000	21,600	24,000	26,400	30,000
母子福祉年金	12,000	12,000	15,600	18,000	20,400	24,000
準母子福祉年金	12,000	12,000	15,600	18,000	20,400	24,000

但し、母子、準母子福祉年金は1人増すごとに加算額2,400円 昭和37年5月から4,800円

別表20 福祉年金給付状況

種別 年度	老令 福祉年金	障害 福祉年金	母子 福祉年金	準母子 福祉年金	合計件数	
昭和34年度						
昭和35年度	496	60	58	0	614	7,770,841
昭和36年度	494	64	59	0	617	6,731,853
昭和37年度	595	62	58	0	715	7,163,080
昭和38年度	566	51	50	0	667	7,930,479
昭和39年度	641	55	37	0	733	8,858,344
昭和40年度	637	64	27	0	728	9,626,347
昭和41年度	626	71	19	0	716	10,707,273
昭和42年度	638	77	17	0	732	13,071,658

別表21 国民年金保険料収納、検認状況

年度 種別	昭和36年度	昭和37年度	昭和38年度	昭和39年度	昭和40年度	昭和41年度	昭和42年度
収納金額	3,996,000	4,220,060	4,688,070	5,516,810	5,852,630	7,238,920	10,609,140
検認率	86.8%	81.5%	86.8%	95.4%	99.4%	101.1%	100.7%

## 6 社会福祉事業

### (1) 沿革

わが国における福祉事業の歴史は古く、古代彌生式文化の始まったところからと言われている。近代日本誕生の契機といわれる明治維新は、封建社会の打破として注目されたが、貧農、貧民など、混乱による多くの窮乏者が発生したため、応急救助の措置として1874年（明治4年）棄児養育米給与方、明治7年には恤救規則が定められ、昭和6年救護法が制定され、一般貧民救済の唯一の国家法となった。

大正6年、内務省に救護課が設けられ、社会課と改称され、やがて社会局に昇格した。

これが今日の民生委員制度の前身となった方面委員制度である。愛媛県では大正13年11月、訓令により愛媛県方面委員設置規定を定め、名誉職として、調査・指導・保護、救済福利、教化、融和をその職務と規定している。

昭和2年、この規定を改正し、委員125名を町村長の補助機関として選任した。

久万町でも、高岡貞一郎、八木菊次郎、宇都宮音吉、高井寛和、正岡真吾の5名が方面委員として知事より委嘱された。

方面委員制度は、昭和11年「方面委員令」が制定せられ、全国的なものとなり、昭和21年10月、民生委員と改称された。

昭和21年12月、児童福祉法が制定され、民生委員が児童委員も兼ね、その名称も民生児童委員となった。

昭和25年、法律改正による新しい生活保護法では、市町村長の補助機関であった民生委員が、実施の協力機関として、その性格を大きく変えることとなり、老人福祉法（昭和38年7月11日）の制定により、民生委員が同法の協力機関ともなった。

以上のような変遷を経て、現在29名の委員が厚生大臣より委嘱を受けている。

第22表

(厚生省報告例) 久万町民生委員(児童委員)の活動状況

相談・指導件数 (月中)									調査・証明事務・連絡件数 (月中)			
家 族 関 係 の 問 題 (1)	住 居 の 問 題 (2)	健 康 の 問 題 (3)	し ご と の 問 題 (4)	年 金 ・ 保 険 の 問 題 (5)	世 帯 更 生 資 金 ・ そ の 他 の 問 題 (6)	生 計 費 の 問 題 (7)	そ の 他 の 問 題 (8)	計 (9)	調 査 (10)	証 明 事 務 (11)	機 関 ・ 団 体 の 連 絡 (12)	計 (13)
48	50	58	81	31	131	66	62	527	56	78	109	243

諸会合・行事への参加件数 (月中)				相談・指導・調査のための訪問 (月中)		各法別相談・指導件数 (月中)						
民 生 委 員 協 議 会 関 係 (14)	社 会 福 祉 協 議 会 関 係 (15)	そ の 他 の 会 合 ・ 行 事 関 係 (16)	計 (17)	件 数 (18)	日 数 (19)	生 活 保 護 法 関 係 (1)	老 人 福 祉 法 関 係 (2)	身 体 障 害 者 福 祉 法 関 係 (3)	精 神 薄 弱 者 福 祉 法 関 係 (4)	児 童 福 祉 法 関 係 (5)	母 子 福 祉 法 関 係 (6)	計 (7)
165	145	62	372	501	354	79	48	41	29	54	47	257

昭和42年11月8日、久万町の過去における社会福祉活動の反省と、住民総参加による今後の福祉活動推進をはかるために指導者300名が集まり、民生委員制度創設50周年第1回久万町社会福祉大会が、久万小学校講堂で盛大に行なわれた。

さらに昭和42年9月26日、児童福祉法施行20周年、老人福祉法施行5周年を記念して久万町社会福祉協議会が社会福祉法人として発足した。民間福祉団体として、福祉行政施策と並行して、関係団体と地域住民の総参加を求め、相互に生活を高め、明かるい社会を建設し、自覚と努力を引き出し励まし合うという趣旨で第2回社会福祉大会を開催した。

## (2) 生活保護

生活保護法の4原則をあげると次のとおりである。

- ① 生活困窮者の保護は国家責任。
- ② この責任を国家以外のものに転嫁してはならない。
- ③ 困窮者保護は無差別平等。
- ④ 救護支給金額は困窮防止に必要なかつ十分なものでなければならない。

以上を現生活保護法の基本として、困窮者対策を行なうことがはっきりしている。

第23表 久万町における被保護者の推移

年度	月	1か月当り 支給金額	保護世帯	保護人員
34	4月	186,000	71	193
35	〃	210,000	77	205
36	〃	326,000	80	220
37	〃	326,000	92	246
38	〃	474,000	97	266
39	〃	439,000	95	270
40	〃	520,000	86	226
41	〃	599,000	92	235
42	〃	626,000	91	209
43	〃	566,000	78	165

## (3) 児童福祉

昭和22年12月、児童福祉法が制定され、児童の基本的人権が尊重されるようになった。

さらに昭和26年、児童憲章の宣言が行なわれた。

久万町においても、児童委員が中心となって、児童福祉法に基づく、保護、相談、指導等関係機関と連絡をとりながら、児童の福祉増進に努めている。

公的な機関としては、児童相談所、福祉事務所、保健所、児童福祉、社会福祉主事、児童委員などがある。

第24表 愛媛県児童福祉施設一覧

施設の種類	施設数	収容定員	施設の種類	施設数	収容定員
助産施設	23	163(床)	教護院	2	135
乳児院	2	70(人)	母子療	11	205(世帯)
養護施設	12	696	保育所	316	23,782(人)
し体不自由児施設	1	140	里親 <small>(登録里親)</small>	339	128
ろうあ児施設	1	50	職親	6	(委託里子) 2
精神障害児施設	6	340	へき地保育所	77	2,805

(4) 保育所

a 久万保育園

昭和25年、佐伯操により「子どもの家」が開設されたのが、久万町における保育事業の始まりである。

これが、昭和30年4月1日、久万町で唯一の児童福祉法による保育所として、保育事業を開始し現在定員60名を収容し保育にあっている。

b へき地保育所

昭和37年10月、山間へき地の恵まれない児童のために、へき地保育所法が制定され、次々とへき地保育所が設置されている。

第25表 へき地保育所開設状況

保育所名	設置年月日	定員	現在入所者	保母数	備考
明神保育所	39.4.1	45	31	2	2年保育
畑野川 "	42.4.1	50	24	2	
直瀬 "	40.10.1	50	29	2	
露峰 "	41.	50	34	2	
二名 "	37.10.1	35	17	2	
計	5	290	135	10	

現在入所者数は、昭和43年8月現在

(5) 母子福祉

昭和24年に「母子福祉対策要綱」が決定せられたのを契機として、福祉事務所に母子相談員が設置された。昭和39年7月1日から母子福祉法が施行され、母子福祉はいっそう充実した。さらに、母子福祉資金の貸し付けが法によって生まれ、母子家庭の生活の安定向上がはか

られるようになった。昭和37年1月1日より児童扶養手当法が施行され、父親と生活をともにしていない児童を監護している母親や、母がいなくて他の者が児童を監護している場合などに支給される。

第26表 児童扶養手当受給者の状況（8月末現在）

地区別	久万	川瀬	父二峰	計
件数	22	8	7	37

(6) 老人福祉

a 老人福祉

昭和38年7月1日「老人福祉法」が制定され、昭和41年から「敬老の日」（9月15日）が国民の祝日として制定された。

老人福祉対策では、養護老人ホームへの収容保護、健康診査、老人クラブ活動育成、老人家庭奉仕員の設置、老人大学の開講、敬老の日、及び老人福祉週間行事の徹底、老人福祉年金の支給など、国及び地方公共団体が行なうものと、老人自から福祉を高めようとする老人クラブ組織がある。

第27表 久万町老人クラブ（43. 4.30現在）

名称	結年	成度	区 域	会 員 数			会 長 会
				男	女	計	
久万老人クラブ	昭32. 6. 4		大字久万町、大字菅生 <small>（中の村、横谷を除く）</small>	85	95	180	相原 芳太
明神老人クラブ	33. 8. 1		大字東明神、西明神、入野	96	46	142	高門菊之佐
野尻明友会	39. 9.15		大字上、下野尻、大字菅生の内宮の前、中の村、横谷	70	64	134	大野 信之
畑野川としより会	32. 8. 2		大字上、下畑野川	116	106	222	黒川 要
上直瀬としより会	33. 2.16		大字直瀬の内下直瀬を除く	61	51	112	高岡 宇作
下直瀬としより会	33. 4.14		大字直瀬の内上直瀬を除く	25	29	54	光田 繁光
露峰老松会	34.11. 3		大字露峰、父野川	61	20	81	横田 重市
二名明生会	34. 9.15		大字二名	50	44	94	岡田 誠平

b 老人健康診査

久万町では、昭和39年から保健所、公立医療機関の協力で、満65才以上の老人健康診査を各地区に分けて毎年実施している。



第28表 老人健康診査状況一覽

年度	受診者 総数	正常率		要診査者		要療養者	
		人員	率	人員	率	人員	率
39	237	208	87.76	14	5.91	15	6.33
40	188	49	26.06	43	22.87	96	51.07
41	222	45	20.27	26	11.71	151	68.02
42	198	94	47.47	24	12.12	80	40.41

c 敬老会

久万町の敬老会は、公民館を単位として婦人会、青年団、公民館が中心となって、としよりを1日楽しませている。川瀬地区、明神地区は4月29日（天皇誕生日）に、久万地区、父二峰地区は9月15日（敬老の日）に実施している。

町では、敬老会のために70才以上の老人1人に対して、昭和43年度は500円の補助をしている。

また、高令者に対しては記念品、お祝い状を贈り、長寿を祝っている。

(7) 一時援護貸し付け資金

久万町社会福祉協議会では独自に小口貸付制度を設け、香典返しなどの寄付金を積み立て、これを最高1万円の限度で、低所得者のために1時的援護として貸し付けを行なっている。このため多くの利用者に緊急生活資金として大いに役立てている。また、歳末たすけあい運動も地域婦人会、農協婦人部が中心となって、恵まれない人々の歳末援護にあたっている。

これらが社会福祉事業団体が実施している事業であるが、専任職員がなく、町行政の担当者が兼務していたのである。しかし、こうした活動にも限界があり、住民の関心を高めることにならず十分な効果をあげたとはいえない。

昭和42年11月8日、第1回久万町社会福祉大会において住民がこぞって社会福祉に参加しようという決議が行なわれ、これを機会に社会福祉協議会内部でも新しい動きが生まれ、昭和43年7月1日をもって社会福祉法人として発足した。

(8) 身体障害者福祉

身体に障害をもち、正常な社会生活を営む能力に欠ける身体障害者のために、昭和24年12月26日、身体障害者福祉法が制定され、更生のため必要な措置が講じられている。

久万町でも昭和43年4月末現在、192名が身体障害者手帳の交付を受けており、昨年の法改正によって内部障害者も身体障害者となった。

## (9) 戦争犠牲者の援護

昭和27年戦争犠牲者に対する国家補償を規定する「戦傷病者戦没者遺族等援護法」が定められ、旧軍人、軍属の遺族に弔慰金、及び遺族年金が支給されることになった。昭和28年には、恩給法付則が制定され、公務扶助料（旧軍人の遺族）が復活し支給されることになり、その後数度改正が加えられ、適用範囲も広げられた。さらに、戦没者の妻に対する特別給付金、戦没者の遺族に対する特別弔慰金、戦没者の父母等に対する特別給付金などが支給されることになった。

久万町では法外援護として、英霊518柱に対して、毎年慰霊法要を行ない、さらに、毎年遺族の靖国神社参拝費助成を行なっている。

本年から戦没者未亡人靖国神社々頭対面が県段階で行なわれ、久万町から3名が参拝した。

昭和43年4月末の遺族会は次のとおりである。

会長 高岡宇作（会員367人）

戦没者に対する叙位・叙勲は、終戦とともに連合軍最高司令官の命によって打ち切られていたが、昭和39年1月7日の閣議決定によって再開された。これまでは愛媛県知事から伝達されていたが、昭和41年から各町村長から伝達交付することとなり、昭和43年5月1日現在、169人に勲章等の伝達を終わっている。

また、旧軍人・軍属及び戦傷病者の援護についても範囲が拡大され、普通恩給は、軍歴12年（昭和41年法改正により抑留期間が加算された）で支給されることになった。戦傷病者は、療養給付、日本国有鉄道無賃乗車証の交付を受けることができる。昭和40年10月1日には、戦傷病者の妻に対する特別給付金が項症以上の該当者に支給されることになった。

## (10) 地方改善事業

同和地区に対する行政施策は、明治4年の解放以後ほとんどなされていなかった。

昭和36年12月7日、政府の諮問機関である同和对策審議会より答申がなされ、同和事業が大きく取りあげられることになった。

久万町では、昭和41年度、地区住民の要望もあって隣保館を建設した。

施設の名称 入野館

所在地 久万町大字入野274番地の2

工事着手 昭和41年9月20日

工事竣工 昭和42年1月30日

施設概要 木造平家建鉄板スレートぶき139.7㎡、事務室兼図書室1室、相談室1室、料理実習室1室、会議室（日本間2室、ホール1室）

設備概要 机(事務用,座机,立机)いす,応接セット,謄写器,書棚,図書,卓上ステレオ,オルガン,掛時計,火鉢,石油ストーブ,消火器,卓球台,花びん,児童遊具,調理台,食器戸棚,食器など

総事業費 3,263千円(うち備品設備費450千円)

国庫補助 1,818千円

工事請負者 高殿建設有限会社

#### (11) 養護老人ホーム

昭和27年9月15日,上浮穴郡町村長会で上浮穴養老院設置の議が成立し,同年12月厚生大臣に申請,翌28年11月認可,昭和29年6月久万町大字菅生に竣工した。

この養老院も,開設当時は,一般の理解が乏しく,定員30名に対してわずか20名前後の収容状況であった。

しかし,昭和38年老人福祉法が施行されてから名称も養護老人ホームと変わり,老人福祉法の精神により,経済的理由のみでなく,精神的及び環境上の理由により入所することができるよう適用範囲も広がった。老人の福祉に重点がおかれたために,一般の理解も深まり希望者も増加して,現在55名の老人が入所している。

#### (12) 公 営 住 宅

久万町の人口は昭和34年の町村合併当時に比し,約4,000人近く減少している。現在においても,なお減少の傾向にあるが,家族制度の変化によって世帯数には大きな減少はない。公営住宅は昭和28年,緑が丘に4戸,上直瀬学校上に4戸の建築を皮切りに年々建築され,経済力に乏しい勤労者に住宅を与えているが,まだまだ多くの人が住宅を求めているのが現状である。

第29表 久万町における町、公営住宅建築年次別表

建設年度 種別	公 営 住 宅		町 営 住 宅		計
	第 1 種	第 2 種	家族住宅	独身住宅	
28	4	4	6	—	14
29	—	—	—	—	—
30	10	4	7	—	21
31	20	10	—	—	30
32	24	16	2	—	42
33	—	—	—	—	—
34	—	—	1	—	1
35	—	—	—	—	—
36	—	—	—	—	—
37	—	—	—	—	—
38	11	9	10	7	37
39	—	—	—	—	—
40	—	—	—	—	—
41	10	5	—	—	15
42	—	—	—	—	—
計	79	48	26	7	160

## 7 社会福祉関係委員会及び関係団体

### (1) 社会福祉協議会

社会事業を行なう唯一の民間団体として、昭和29年10月1日、久万町（旧久万町）社会福祉協議会が設立された。

それに遅れて、旧川瀬村、旧父二峰村でも社会福祉協議会ができた。昭和34年3月30日、3か町村の合併により、同年8月27日統合して久万町社会福祉協議会が誕生した。社会福祉協議会は、行政施策と相まって、福祉におけるあらゆる問題と取り組み、地域の福祉増進をはかろうとする民間団体（任意）である。世帯更生資金貸付に關する業務をはじめ、しあわせを高める運動、青少年の健全育成、こどもの遊び場設置と整備、身体障害者、老人福祉の増進や共同募金運動への協力など、社会福祉事業が活発に行なわれる努力がなされている。昭和36

年から心配ごと相談所（菅生山大宝寺）を置き、民生委員が相談に当たることとしている。

昭和39年から低所得者子弟の進学を指導するために奨学規程を設け、毎年3名程度を高等学校長の推せんにより、役員会で奨学生を決定し、月額500円年額6,000円を補助している。

低所得者階層援護のために、愛媛県社会福祉協議会で貸付けられる世帯更生資金も民生委員の指導によって、次第に利用者が増加している。

### 第30表 世帯更生資金の貸付状況

（昭和40年～昭和43年4月末現在）

資 金 種 別	貸付件数	貸 付 金 額 円
更 生 資 金	42	2,713,000
住 宅 資 金	30	2,960,000
療 養 資 金	17	494,500
身体障害者更生資金	4	425,000
災 害 援 護 資 金	11	1,020,000
修 学 資 金	3	61,000
計	107	7,673,500

## (2) 久万町社会福祉協議会

### a. 全戸会員制

社会福祉事業は福祉行政施策と相まって、関係団体と地域住民の総参加によって行なわれる活動が理想であって、その活動は住民自らの力でお互自身の生活を高め、明るい社会を建設するという自覚と努力を引き出し、励ましあうということから始まる。

特に地域の問題として、法で規制されない、いわゆる法外援助、老人福祉など数多くの身近な問題がある。

久万町社会福祉協議会は法人化され、それに伴って住民の相談相手として専任職員が設置された。

## (3) 久万町身体障害者福祉会

同じ境遇にある障害者が自立的な組織として、昭和42年3月8日久万町身体障害者福祉会を結成し、会員の親睦をはかり、自らが更生のために努力し、もって社会に貢献しようとすることをねらいとしている。

現在会員 178名

会 長 大 野 輝 光

#### (4) 久万町傷い軍人会

第2次世界大戦によって負傷した人々が、昭和41年1月久万町傷い軍人会を結成し、会員の福祉増進と社会福祉に寄与するための活動を進めている。また、死没戦友の墓参を毎年実施している地区もある。

現在会員 16名 会長 和田 藤 平

## 8 人 口 動 態

久万町の人口は、近年漸減傾向にある。第31表に示したように、昭和34年を100とする久万町の人口は、36年に95、39年に87、42年に80を割って、現在の人口数は約1.1万人となった。

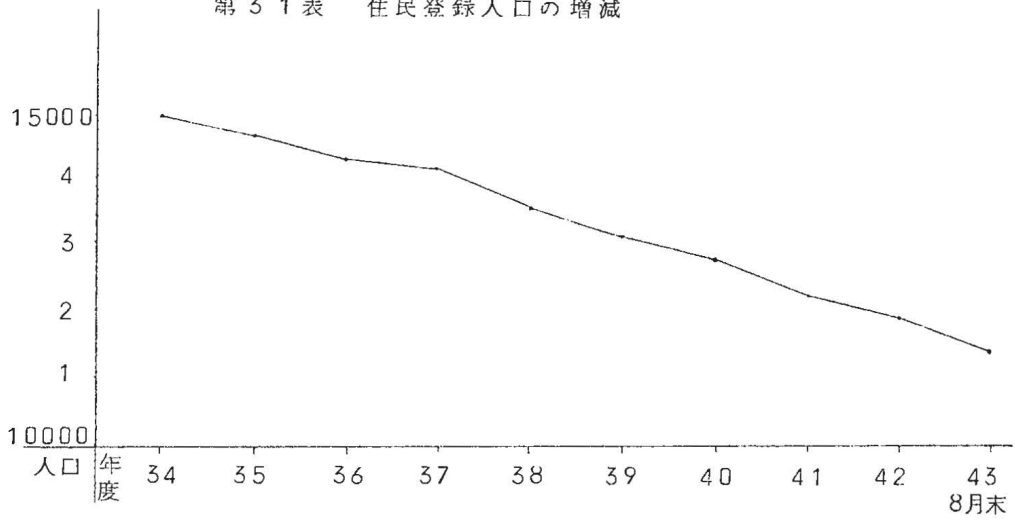
この原因の第1は、人口の社会的減少である。昭和37年にピーク(1,157人第32表)に達した転入人口は、その後減少傾向に転じて、39年に1,000人を割り、現在では500～600人程度となった。そのため社会増減数は、転入人口の停滞傾向の下で転入人口の減少に伴って、昭和37年まで減少数が縮小傾向にあったにもかかわらず、再び減少数が拡大傾向に変わった。

人口減少の第2の原因は、自然増加率の低下である。表に示したように、昭和37年まで増加傾向にあった自然増加数は、その後減少し、38年から翌39年の80人、40年には66人と減少し、41年には遂に自然増加数がマイナスを示すに至った。

(但し41年は60年に1度の「ひのえうま」年であり未だに残る迷信によって的人為的な面もある。)

これは、転入、転出による社会増減がマイナスになる第1段階を過ぎて、久万町は出生死亡の差による人口の増減がマイナスになる人口流出過程の第2段階に突入したことになる。すなわち、昭和34年(289人)以降も漸減し、39年には200人を割り、41年に100人を割ったが、42年にやゝ回復した。しかし、40年から42年の3か月平均出生率が12.2に低下した。(第33・34表)この出生数の減少は、出産年齢人口の転出による久万町の人口階層が老令化しつつあることを示しているといえる。

第 3 1 表 住民登録人口の増減



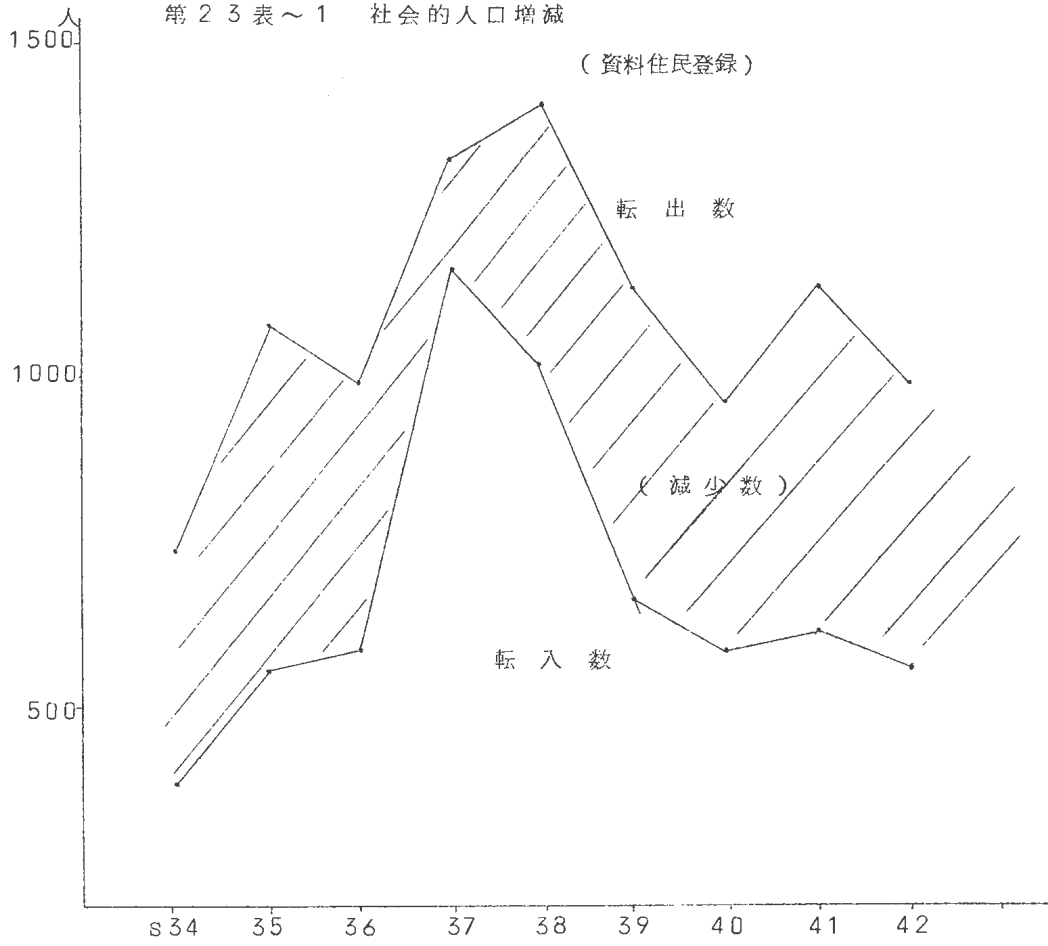
年 度	住民登録人口 ※1	指 数	世 帯 数	備 考
3 4	14,979	100	3,260	
3 5	14,600	97.4	3,260	14291 ※2
3 6	14,266	95.2	3,254	
3 7	14,167	94.5	3,314	
3 8	13,546	90.4	3,278	13319 ※3
3 9	13,112	87.5	3,284	12915 ※3
4 0	12,779	85.3	3,320	12568 ※2
4 1	12,253	81.8	3,268	
4 2	11,895	79.4	3,222	
4 3	11,398	76.0		s 43. 8月末

※1 12月末人口

※2 国勢調査人口

※3 愛媛統計年鑑10月末人口

第 2 3 表 ~ 1 社会的人口増減



人 口 動 態 (社会的増減)

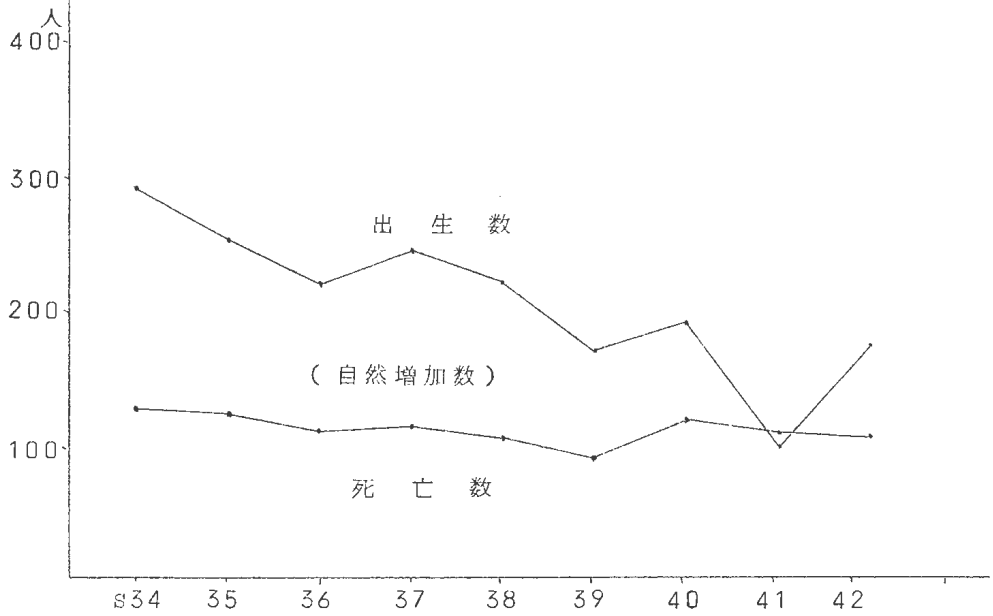
年度	転入	転出	社会増減
34	380	734	△ 354
35	553	1,069	△ 516
36	585	988	△ 405
37	1,157	1,324	△ 167
38	1,016	1,401	△ 385
39	658	1,131	△ 473
40	580	952	△ 372
41	611	1,128	△ 517
42	549	982	△ 434



第32表~2 国勢調査人口の推移

区 分	男女 の別	合 併 時	昭 3 5	昭 4 0	合併時に比し減り率
久 万 地 区	男	2,507人	2,344人	2,195人	— %
	女	2,707	2,632	2,516	—
	計	5,214	4,976	4,711	10.7
明 神 地 区	男	1,307	1,222	1,081	—
	女	1,315	1,278	1,097	—
	計	2,622	2,500	2,178	20.4
川 瀬 地 区	男	2,252	2,064	1,751	—
	女	2,254	2,093	1,743	—
	計	4,506	4,157	3,494	31.5
父 二 峰 地 区	男	1,511	1,321	1,088	—
	女	1,462	1,337	1,097	—
	計	2,973	2,658	2,185	36.1
合 計	男	7,577	6,951	6,115	—
	女	7,738	7,340	6,453	—
	計	15,313	14,291	12,568	21.8
人 口 密 度	一平 方キ ロ当	93	87	76	—

第33表 自然的増減

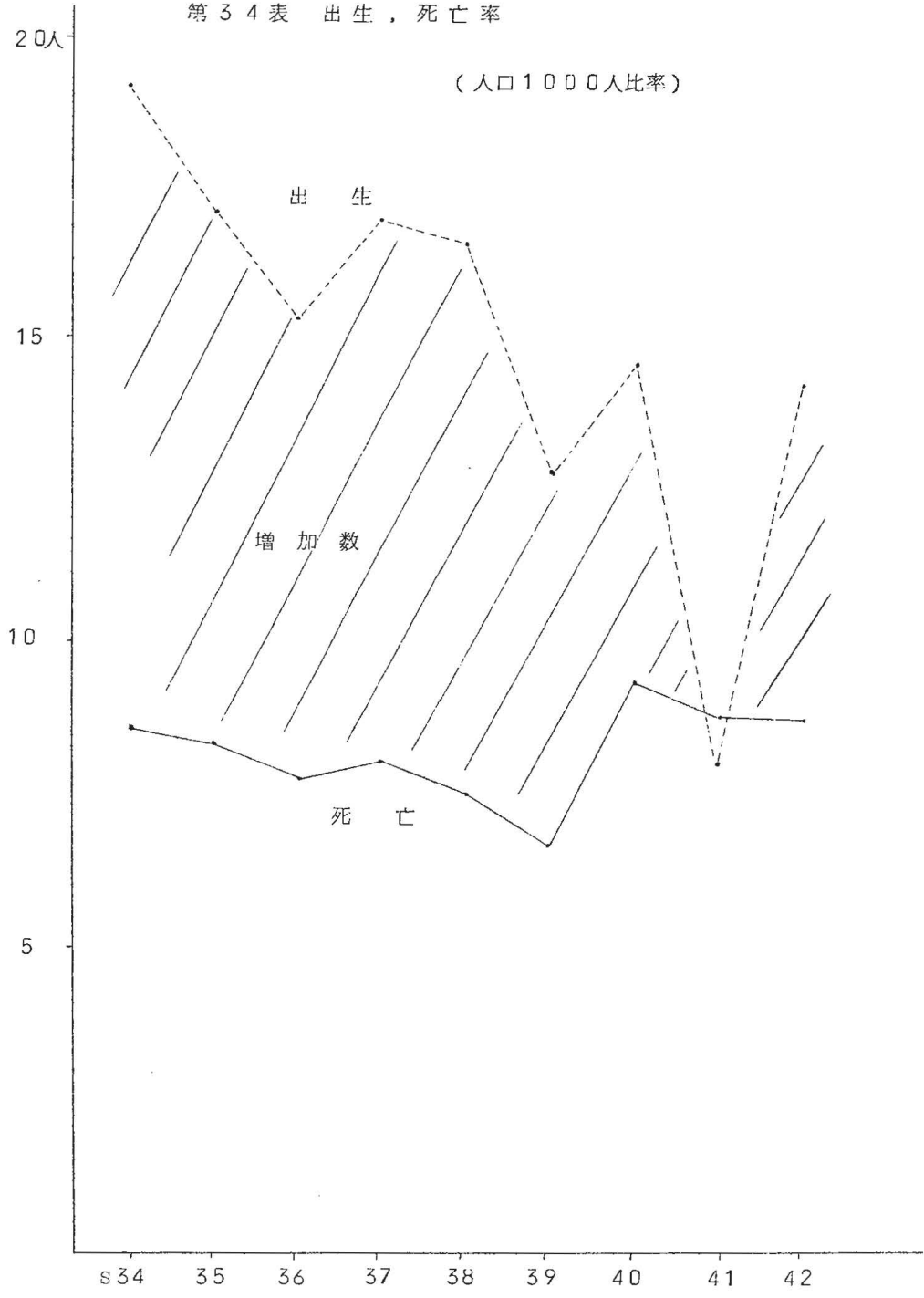


人口動態 (自然的増減)

年度	出生	死亡	自然増減	人口1,000人に対する率	
				出生	死亡
34	289	129	160	19.2	8.6
35	250	123	85	17.1	8.4
36	220	112	108	15.4	7.8
37	242	116	126	17.0	8.1
38	226	103	123	16.6	7.6
39	168	88	80	12.8	6.7
40	187	121	66	14.6	9.4
41	99	108	△ 9	8.0	8.8
42	170	104	66	14.2	8.7
	175	95			

※ 久万町に住所を有する者のみ

第34表 出生，死亡率



## 9 戸籍及び住民登録に関する事項

### (1) 戸籍事務

戸籍制度は、いうまでもなく国民の出生から死亡にいたるまでの身分関係、すなわち、出生、認知、養子縁組、婚姻、親権、後見及び死亡等の事項を、時間的序列に従って戸籍に記載し、これを公の証明とすることを主たる目的とするものであると同時に、これを行政施策の基礎資料として、広く一般に公開し利用に供している。

第35表 本籍人口の推移

年度	本籍人口	本籍戸数
34	19,486	5,338
35	19,406	5,646
36	19,378	5,676
37	19,410	5,737
38	19,394	5,765
39	19,373	5,813
40	19,268	5,807
41	19,129	5,815
42	18,995	5,841

昭和34年に久万町に本籍を有する人口19,486人(第35表)であったが42年に18,995人となり、約500人の減少であるが、戸数については34年が5,338戸籍で、42年、5,841戸籍と逆に増加した。これは、婚姻による新戸籍編成によるものである。

次に戸籍の利用状況であるが、昭和34年に4,949件(第36表)の謄・抄本交付件数が、昭和42年に8,917件と飛躍的に増加した。これは人口の流動に伴う利用の増加、特に就職等での利用が増大したものである。

### (2) 住民登録事務

住民登録は住民の居住関係を公証し、その日常生活の利便を図るとともに、各種行政事務の処理に資するものであるが、最近の社会、経済活動の活発化に伴い、その利用度も飛躍的に増大した。

昭和34年に1,788件の謄抄本交付数が、42年には3,733件で、約2倍に増加している。(第37表)

第36表 戸籍謄抄本交付状況

年度	交 付 件 数	比 率 s 34年100として	交付件数内の無料分
34	4,949	100	418
35	5,967	120	515
36	5,347	108	521
37	6,853	138	644
38	6,700	135	529
39	6,704	135	47
40	6,638	134	368
41	8,556	172	461
42	8,917	180	705

第37表 住民登録謄抄本交付状況

年度	交 付 件 数	比 率 s 34年100として	左の件数内の無料交付
34	1,788	100	324
35	2,451	137	181
36	2,698	150	90
37	2,648	148	121
38	3,573	199	249
39	3,431	191	224
40	3,177	177	158
41	3,564	199	166
42	3,733	208	380

諸証明交付件数

年度	交 付 件 数	比 率 s 34年100として
34	5,899	100
35	6,611	112
36	6,278	106
37	6,571	111
38	7,115	120
39	7,232	122
40	7,570	128
41	8,463	142
42	8,248	139

## 10 町 民 生 活

都市における第2、3次産業の発展による所得の増大が、ようやく農村に波及し始めた昭和34年ごろより、生活も次第に豊かになり、町行政もこれらの要望にこたえ、文化水準の向上に施策を展開し、道路網の整備を初め、公共施設、教育施設等の整備が行なわれた。

とりわけ環境整備事業としての上水道は、合併当時大字久万町及び菅生の一部が給水されているにすぎなかったが、現在各地区の主な集落に施設され全住民の半数がその恩恵に浴している（第38表）

道路の整備については、国道33号線の完全舗装を初め、町内主要県道の平坦地区が相ついで舗装されている。町道の拡張整備と相まって著しく向上したといえる。

つぎに生活様式の向上では、電化製品の普及が挙げられる。特にテレビの普及については、昭和34年に約100戸の視聴世帯が、43年現在、約2,100世帯と大幅に増加している。（第39表）

更に運輸通信関係では、自家用自動車及び電話が著しく増加し、僻地の解消に役立っている（第40.41表）

第38表 上水道布設状況

年度	給水戸数	給水人口	備 考
S34年4月	294戸	1,500人	
S43年9月	1,309	5,866	

第39表 テレビ普及状況

年度	視聴世帯	世帯当り	備 考
S34年4月	97	3.3戸に1台	
S43年9月	2,096	1.5戸に1台	

第40表 電話加入状況

年度	加入世帯及事業所	世帯当り	備 考
S34年度末	320	1.0戸に1台	父二峰共電を含まない
S43年8月現在	1,107	2.8戸に1台	父二峰共電を含む

第41表 自動車所有状況

年度	台数	備 考
S34.4.1		
S42.12.31		